

昭和五十一年五月二十一日提出
質問 第三〇号

野菜等農作物の鳥獣被害の対策に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十一年五月二十一日

提出者 土橋 一吉

衆議院議長 前尾 繁三郎 殿

野菜等農作物の鳥獣被害の対策に関する質問主意書

近年、都市近郊農地あるいはその相当遠方の農地の野菜等の生産に関し、鳥獣による被害が増大している現状がある。

この問題に関して、農業生産の増大、農業振興の点から政府は抜本的な対策を講ずるべきであると思うが、以下、次の点について政府の見解を求めるものである。

一 東京都の場合、三多摩及び島しょの鳥獣被害を例にとると、四十九年一月から同年十二月までの一年間に面積で三〇万七六二一アール、被害総額は一億八千万円にのぼっている。(自主的報告のみの集計分。)

実際は泣寝入り分も相当考えられ、被害総額は全国的に集計すれば多額にのぼるものと思われる。そこで、政府にお聞きするが、全国的に、この種の被害は、面積・被害総額でどの位に

なっているのか。また鳥獣被害を防止するために、政府はいくらの予算措置をとっているのか。各項目ごとに過去（昭和四十八年～五十年）の実績と、五十一年度予算額を明らかにされたい。

二 東京都、三多摩地域を始めとした都市近郊農業は、コマツナ、ホウレン草などの野菜生産が中心であり、野菜生産だけが唯一の収入源という農家も多くなっている。

ところが、政府は、米・麦・果樹などを対象に、農業災害補償法に基づき、共済制度を適用しているが、これらの野菜については共済制度が適用されないため、各農家の負担によつて鳥獣対策を講じているのが実態である。

政府は、これら野菜類の鳥獣被害に対し、具体的にどのような対策を考えているのか、お伺いしたい。

また、野菜類を対象に共済制度の拡大を検討する考えはあるか、明確な答弁を求めるもので

ある。

三 都市近郊農業の場合、地方自治体がその行政地域全域を銃猟禁止区域化、あるいは鳥獣保護区化されているということもあり、鉄砲使用も効果的に行えず、また農家は爆音器も、都市化する中では、なかなか使用できないのが実情である。

有効な駆除方法もなく、収穫皆無、あるいは「市場価値ゼロ」という実態もある。

このため、各農家はやむを得ず、防鳥網を購入して、自衛手段を講じているが、このための負担が非常な額になっている。

昨今、自然保護の必要性が強調されている折でもあり、また「鳥獣保護及び狩猟に関する法律」の目的からも、各農家の防鳥網購入について格別の補助対策をとるべきと考えるが、その考えがあるか、政府の明確な答弁を求めるものである。

右質問する。